

主 文

原判決を破棄する。
被告人を禁錮六月に処する。
但し、この裁判の確定した日から二年間、右刑の執行を猶予する。
原審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人堀内茂夫及び同八巻紀臣連名作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

第一、控訴趣意に対する判断

論旨は、いずれも事実誤認の主張であり、要するに、原判示第一の頒布印刷物（以下「本件印刷物」という）の内容は虚偽でなく、仮に一部において事実と相違する点があるとしても、被告人に故意はなく、また、その頒布行為は違法性を欠くものであり、原判示第二の「市を愛する会」も架空の団体ではないから、原判決には以上の諸点につき事実の誤認があり、その誤認は判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

しかし、記録中の関係証拠によれば、原判示第一及び第二の各事実が優に認められるのであつて、当審における事実取調の結果を参酌しても、右認定を左右するに至らず、この点に関する原審の事実認定は当裁判所も是認することができる（なお、原判決の証拠の標目欄中に、Aの検察官に対する供述調書とあるのはBの検察事務官に対する供述調書の誤記であり、また、「都留市長C作成の捜査関係事項照会回答書（六通）」とあるうちの三通は、D公社理事長C作成の捜査関係事項照会回答書の誤記であると、それぞれ認められる）。そこで、以下、各論旨に則して右判断を敷衍し、説明を付加する。

一、原判示第一の事実について。

1. 公職選挙法第二三五条第二項は、当選妨害罪の構成要件として、虚偽の事項を公にした罪と事実をゆがめて公にした罪の二類型を規定しているところ、原判示第一の事実、更に遡つて、その訴因は、前者の〈要旨〉虚偽の事項を公にした罪ではなく、後者の事実をゆがめて公にした罪を記載したものである。そして、こゝ〈要旨〉の事実をゆがめるとは、未必的であるにしろ、故意の必要であることはいうまでもないが、これを別とすれば、客観的にみて、虚偽の事実に至らないけれども、或る事実について、その一部をかくしたり、逆に虚偽の事実を付加したり、あるいは、粉飾、誇張、潤色したりなどして、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、真実といえない事実を表現することをいうと解するのが相当であるから、本件印刷物の記載内容を検討するにあつても、検討の主たる対象は、まず、所論指摘の事実の虚偽性にあるのではなく、客観的にみて事実がゆがめられて記載されているか否かにあり、事実の虚偽性はこの検討の一環として付随的に問題とされるに過ぎないというべきである。

2. そこで、右の見地から本件印刷物の記載内容について検討を進める。

(一)、原判示第一の(一)の事項について。

記録中の関係証拠によれば、財団法人D公社は、E株式会社に対し、同公社が所有する都留市a所在の土地などを、うち合計三、二四二坪につき、昭和四五年一月二〇日、坪単価金一三、〇〇〇円、総額金四、二一五万三、〇〇〇円、代金は右契約の日に二、二一五万三、〇〇〇円、残金二、〇〇〇万円は同四六年三月三〇日、同年九月三〇日、同四七年三月三〇日、同年九月三〇日の四回に分割し各金五〇〇万円あて支払うとの約定で、また、うち合計三、九四〇坪につき、同四七年七月一日、坪単価二万円、総額金七、八八〇万円、代金は右契約の日に二、二八〇万円、残金五、六〇〇万円は同年一月二八日と同四八年三月三十一日の二回に分割し各金二、八〇〇万円あて支払うとの約定で、それぞれ売り渡したこと、この取引につき当時の都留市長でD公社理事長のCは都留市議会に相談しなかつたが、法的には右取引は同市議会の協議ないし承認事項ではなかつたこと、右昭和四五年一月二〇日の契約については、同四七年七月一五日に開催された都留市議会全員協議会において、当時の都留市議会議員であつた被告人らから質疑がなされ、特に被告人から右契約に安い単価、延払いの条件の付されていることは納得できないとの追及がなされたが、この追及に対しC市長は事実を釈明して出席議員の了承を求めたものの、同市長が平謝りをして解決した事実はなかつたこと、各事実を認めることができる。なお、所論引用の原審証人Fの供述によつても、C市長が平謝りをした事実を窺知することはできない。

そうすると、本件印刷物の記載中、原判示の第一の(一)の各事項は、E株式会

社に対する土地売買のうち、昭和四五年一月二〇日付契約の土地三、二四二坪につき坪単価金一三、〇〇〇円で三年間の延払い条件のあつたこと、この取引につきC市長が市議会に相談しなかつたこと、この取引が前記市議会全員協議会で問題となり、当時の市議会議員であつた被告人らが質疑などによつてC市長らの責任を追及したことなどは事実であるけれども、その余の各記載は、明らかに事実と反して認めざるを得ず、その前後における他の記載部分をも、その表現方法を考慮に入れて、合わせ通読すると、全体として、恰も、E株式会社に対し二回にわたつて売却された土地の全部について、坪単価金一三、〇〇〇円、三年間の延払いの条件が付されており、この取引は都留市議会の承認事項であるのに、C市長がこれを無視して独断で契約したところ、この事実が後になつて市議会に暴露され、責任を追及された結果、C市長が非を認めて謝罪したかのような印象を与える趣旨の記載であることが認められるから、客観的にみて事実がゆがめられて記載されていると解するのほかはない。

(二)、 原判示第一の(二)の事項について。

記録中の関係証拠によれば、G建設(代表者H)とI建設(代表者J市議)の二業者が都留市から請負つた土木建築工事の請負額は、昭和四五年度において、G建設が約一、六八〇万円、I建設が約二一六万円で、この二業者の年間請負合計額は約一、八九六万円となり、都留市の工事予算総額一億九、六九三万円の一〇パーセント弱に当ること、昭和四六年度において、G建設が約八、七一四万円、I建設が約二、四八四万円で、この二業者の年間請負合計額は約一億一、一九八万円となり、市の工事予算総額三億一、八七〇万円の三五パーセント強に当ること、昭和四七年度において、G建設が約一億七、二七九万円、I建設が約五、五三三万円で、この二業者の年間請負合計額は約二億二、八一二万円となり、市の工事予算総額約五億五千万円の四一パーセント強に当ること、市の各年度におけるその余の工事は他の数十業者によつて請負施工されていること、都留市公民館の建設は、所定の手続を経て昭和四九年に入札の結果、約五億三、〇〇〇万円でG建設が落札したが、本件印刷物頒布当時は発注の時期に至らず、請負業者も未定であつたことが認められる。

そうすると、本件印刷物の記載中、原判示の第一の(二)の各記載は、G建設及びI建設の二業者が都留市の土木建設事業において占める受注高は相当多額で、その割合も逐年増加していること、結果的にみて公民館の建設はG建設が落札したものであることなどは事実であるけれども、その余の各記載は明らかに事実と反して認めざるを得ず、その前後における他の記載部分をも、その表現方法を考慮に入れて、合わせ通読すると、恰も、右の二業者が都留市の土木建築工事予算の八割に当る年間七億円の入札を独占し、公民館建設工事も不明瞭な方法でG建設に決定されているかのような印象を与える趣旨の記載であることが認められるから、これもまた、客観的にみて事実がゆがめられて記載されていると解すべきである。

(三) 原判示第一の(三)の事項について。

右の事項は、うわさであることを示して公表されたものであるが、このような間接的な表現が用いられているほか、「誰が考えても選挙資金が折り込まれての入札価格であれば当然です。」と付言されているなど、その表現全体の趣旨に照らすと、うわさの内容たる事実についても、これが真実であることを暗示しているとみるべきである。ところで、このような場合における公職選挙法第二三五条第二項にいう事実をゆがめるとは、存在するうわさ自体がゆがめられている場合のほか、うわさの存在が事実であるとしても、うわさの内容たる事実がゆがめられている場合の双方を含むと解するのが相当である。そして、本件において、原判示第一の

(三)の事項は、恰も、談合、不当入札、不当土地売買により、四年間にC市長へ一億円以上のリベートが選挙資金として転り込み、しかも、これら選挙資金が当初から入札価格に織り込まれている趣旨の記載と認められるところ、これが客観的にみて、すくなくとも、事実がゆがめられているものであることは、被告人も捜査段階以来争わないところであつて、記録中の関係証拠によつて十分に認められる。また、うわさ自体についても、記録中の関係証拠によれば、本件印刷物の頒布当時、大筋において原判示第一の(三)のよううわさのあつたことは否定し難いところであるけれども、これに副う各証拠に照らしても、そのうわさは具体性に欠け、根拠も曖昧であり、特にリベートの額が一億円以上といった明確なうわさまでにはなかつたことが認められるのであつて(これに反する原審証人Kの供述は信用できない)、とうてい右(三)の事項を正確に伝えるような内容のものでなかつたことが認められるから、これに被告人の司法警察員(昭和四八年九月二一日付)及び検察

官に対する各供述調書の記載を合わせ考えると、右（三）の記載は、右のように具体性に欠け、根拠の曖昧なうわさをもとにして、そのうわさ以上の内容のものが付加されたものであると認めるのほかなく、これは、客観的にみて事実がゆがめられて記載されていると解すべきである。

3 故意がないとの主張について。

しかし、以上に認定判示したとおり、本件印刷物の記載中、原判示第一の（一）ないし（三）の各事項が、客観的にみて事実をゆがめて記載されたものであるうえ、右の各記載事項は、いずれも、都留市政ないし同市長Cに関する事柄であるところ、記録によれば、被告人は、昭和三八年四月に当選して以来、同五〇年四月に至るまで、引き続いて都留市議会議員の地位にあり、その間の同四六年五月から一年間、同市議会の議長の要職にあつたのであるから、右の各記載事項については、一般市民に比較して、より正確な情報に接しており、また、その気になれば、調査して情報を容易に入手しうる立場にあつたのであり、現に、被告人は、Eに対する土地売却の件について、昭和四七年五月頃、D公社に立ち寄つた際、同公社事務局長から帳簿を見せて貰うなどして調査にあたり、また、前記認定のとおり、同年七月一五日開催の都留市議会全員協議会において、自ら質疑に立つて市当局から説明を受けているほか、G建設とI建設の請負金額についても、同四八年六月二〇日及び翌二一日に各開催の都留市議会定例議会において市当局の説明を受けているのであつて、それにもかかわらず、被告人は、市議会を傍聴したとする一市民の立場を借り、後記認定のとおり、架空団体の名称を用い、発信人不明のまま本件印刷物の頒布に及んだことなど以上の諸事情によれば、本件印刷物中の原判示第一の（一）ないし（三）の各事項は、被告人が原審及び当審において弁解するように、単なる勘違い、計算違いに基づくものとは、とうていいえないのであつて、被告人が意識的に、すくなくとも未必的にしる故意に事実をゆがめて記載したものであると推認するのほかはない。そして、このことは、被告人が当審公判廷において、年に二、三回、自己の名を表わし、自費で市政報告の印刷物を新聞に折り込み、読者に配付していたが、右の各事項については、この方法によらなかつた旨供述していることの一事をもつてしても、十分に首肯しうるものといわなければならない。

4 違法性阻却の主張について。

もとより、政治上の主張、批判の自由は、民主主義政治の維持・発展のために、十分に保障されなければならないが、したがつて、市議員が議会内のみならず、議会外においても、選挙民に対し、印刷物を頒布して市政に関する事項を報告し、自己の政治上の意見を述べることは、重要な議員活動の一環として尊重されるべきであることはいうまでもないが、反面、それには、おのずから一定の節度と責任が伴うものであつて、本件で問題とされた前記（一）ないし（三）の各事項についても、十分に調査を尽くして真偽を明らかにすべきはもちろんのこと、前記のとおり、市政報告という適切な手段が他にあるにもかかわらず、十分な理由のないまま、故意に事実をゆがめ、匿名をもつて、原判決が認定判示したように、郵便物として約四千数百人に頒布するが如きは、たとえ、動機において、市政を愛するものがあるとしても、とうてい許容されるべきではなく、その他、ゆがめられた事実の内容、記録によつて認められる本件頒布行為の態様等にかんがみれば、潤色、誇張が政治上の批判に随伴し勝ちのものであることなど所論指摘の諸点等原判決の判示する諸般の事情を考慮に入れても、本件印刷物の頒布が刑法上、違法性を阻却するものと解することはできない。

二、 原判示第二の事実について。

記録中の関係証拠によれば、原判決が理由中で「市を愛する会」の架空団体性について認定判示したところは、おおむね、当裁判所も是認することができるのであつて、被告人の当審公判廷における供述中、これに反する部分はたやすく信用できない。

三、 以上の次第で、これと同趣旨に出て被告人に有罪を言い渡した原判決は、罪となるべき事実に至る判断の過程において、いささか措辞妥当を欠く判示部分がないではないが、大筋において首肯するに足り、いまだ所論のような判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認は認められない。論旨はすべて理由がない。

第二、 量刑について。

所論、ひいては被告人の原審及び当審における各公判供述にかんがみ、職権をもつて原判決の量刑の当否について検討するに、記録によれば、本件は、原判示のように、現職の市議員であつた被告人において、市長選挙の立候補予定者である現職市長の再選を妨害する目的で、故意に事実をゆがめた事項を記載した印刷物を、

架空団体を発信人として匿名で四千数百人に対し郵便により頒布し、もつて、選挙民の公正な判断を誤らせようとした犯行であつて、右各犯行の罪質・態様にかんがみれば、その犯情は軽視を許されないものがあり、被告人に懲役一〇月を科し、四年間その刑の執行を猶予した原判決の量刑も一応首肯できないではない。

しかし、たとえば、原判示のEに対する土地売却については、土地価格の高騰が続く折柄、大学グラウンド用地については時価による取得を余儀なくされながら、他方、証人Cの原審公判廷における供述によつても明らかのように、市開発公社は儲けても損をしてもいけないとの方針のもとに、原価主義による評価方法によつて算出した単価で、しかも、一部とはいえ、三年の延払いの条件を付して取引がされた事実を徴すれば、その見返りとしてのEによる橋梁建設を考慮に入れても、右取引に疑惑を抱いて市当局を追及し、確証はないにしても、この問題を市民に公表しようとした被告人の心情も理解できないではないなど、本件各犯行の動機において、単なる私情を越えたものがあることは否定し難いこと、その後実施された市長選挙でCが再選され、本件各犯行は選挙の結果に影響を及ぼさなかつたこと、被告人は、本件を争うなかにも、配慮の足らなかつたことを反省しており、もとより前科などなく、正業を営むかたわら、長年、市議員、市議会議長として地方政治に貢献してきたことなどの諸事情を参酌すると、原判決の量刑はいささか重きに失し、これを減輕する余地があるものと認められる。

よつて、刑事訴訟法第三九二条第二項、第三九七条第一項、第三八一条により原判決を破棄し、同法第四〇〇条但書により、次のとおり判決する。

原判決が認定した罪となるべき事実法令を適用すると、原判示第一の所為は、昭和五〇年法律第六三号附則第四条に則り同法律による改正前の公職選挙法第二三五条第二項、刑法第六〇条に、原判決第二の所為は右公職選挙法第二三五条の五、刑法第六〇条にそれぞれ該当するところ、いずれも所定刑中禁錮刑を選択し、以上は刑法第四五条前段の併合罪であるから同法第四七条本文、第一〇条により重い原判示第一の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内において、被告人を禁錮六月に処し、同法第二五条第一項を適用して、この裁判の確定した日から二年間、右刑の執行を猶予し、刑事訴訟法第一八一条第一項本文により原審における訴訟費用を全部被告人に負担させることとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 石田一郎 裁判官 小瀬保郎 裁判官 南三郎)